

二、南海大地震

戦後の日本は、国を挙げて戦争によって破壊された災害からの復興と、国民生活の再建を当面の課題とした。高知市もその復興事業に第一歩を踏み出したばかりだったが、昭和二十一年（一九四六）十二月二十一日早晩地震に襲われた。震源地は「高知の東南方一五〇キロの地点、最大震幅五〇ミリ以上で震度は強震、震動の種類は水平動で「東南動」と報告された。被害は地震とそれにとまなう津浪のために海岸線を主とする県下全域におよんだが、高知



南海大地震

県のみならず、四国を中心に近畿、中国、九州地方から東山、東海の各地方にわたって災害を受けた。高知市の被害状況（十二月二十八日調査）は次のごとくである。

- 死亡二二一 負傷三三三 倒壊家屋一、七五
- 半壊家屋一、九五七 浸水家屋一、八八一
- 焼失家屋一 道路決壊一八 田畑浸水九三〇
- 罹災者二〇、四〇五

高知県下の被害は、比較的地盤の固い山間部より地質の軟弱な平地に多く、高知市の場合、人口が密集しているだけに家屋や人的損害は最も大きかった。ことに、地震による地盤沈下のために浸水家屋が多く、市当局は応急救済策に全力を尽さねばならなかった。翌年一月十日には「高知市地震復興委員会」が組織され、同三十日市の意見書を関係当局に提出することを議決した。

意見書

昭和二十一年十二月二十一日南海地区を襲ひたる震害に付ては、其の罹災地区極めて広大、且其の被害程度も亦真に深刻なるものあり。而して右震災に因る各種被害の復興再建は現下最大の喫緊事に属す。就中右罹災者に対する住居の安定は急務中の急務に

して、之が施策の実現に付借地借家の関係が極めて重大なる影響を生じつゝあるは周知の事たり。

政府は既に戦災地区に対しては罹災都市借地借家臨時処理法を制定し、以て借地借家権者の住居問題に寄与する処あり。然るに今次震害罹災地区に於て前叙の趣旨に依る法規の制定なく、徒らに罹災者をして住家難に沈湎せしめつゝあるの事實は、吾人の極めて遺憾とする所なり。

仍て本市会は政府に於て速かに震災都市に付ても震災都市同様に罹災都市借地借家臨時処理法同趣旨の法規を制定適用せしむる方法を講ぜられんことを切望す。右市制第四十六条に依り意見書提出に及び候事。

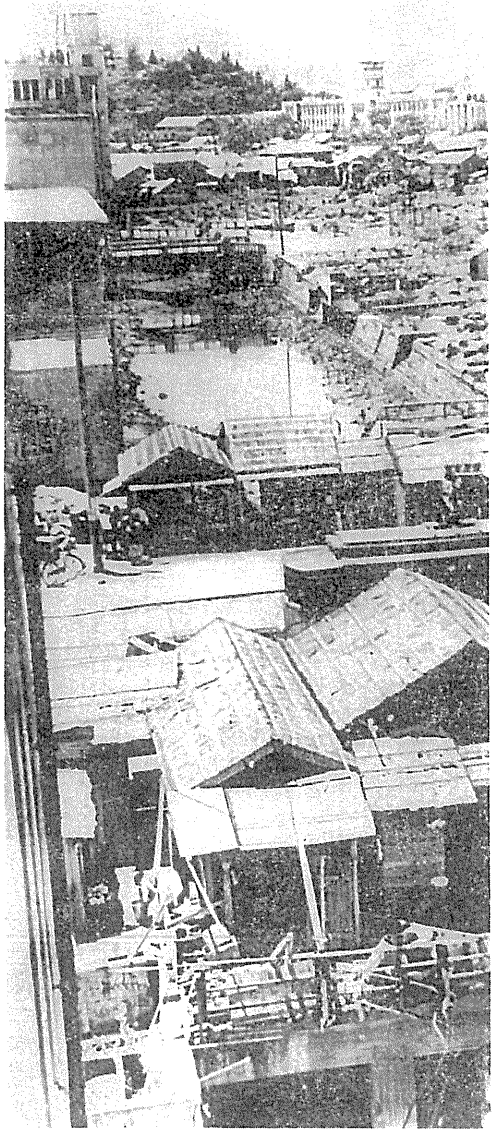
昭和二十二年一月三十日

高知市会議長 服部 久 吉

罹災者の住居問題と同時に、戦後の食糧不足の問題もあつた。県当局も「高知県震災復興対策委員会」を発足させ、西村知事自らその会長となつて難民の救済と復興のためにあらゆる努力を続けた。一月二十六日には閑院宮春仁王は慰問と視察を兼ねて来高され、政府はいうまでもなく、高知軍政部や進駐軍も救援物資として毛布とか衣料、食糧、薬品等を放出し、破損した道路や橋梁、堤防の応急修理のために建設隊も出動した。

震災復興計画に着手したばかりの高知市にとって、この震災はさらに大きな試練であつた。市は震災に加えて震災復興に対決せねばならなかつたのである。

戦争のために与えられた民衆の飢餓と貧困はまだ尾を引いていたばかりでなく、敗戦と無条件降伏による精神的混乱からどうして立ち直るか。これは高知市民に、いや日本民族に課せられた大きな試練であり、同時に絶対の使命だったのである。



震災復興の糸口についたばかりの高知市風景（はりまや橋から西を望む）